

令和7年度 放課後児童クラブ利用申込みのご案内

竹田市では仕事や家庭の都合により保護者が昼間家庭にいない児童が安心かつ安全に過ごすための放課後児童クラブを設置しています。令和7年度利用申込みについて下記の事項をご覧ください各クラブへ申込みをお願いします。

【申込み用紙】 各クラブ・竹田市こども家庭センター(社会福祉課内)・各支所市民係にあります

【申込提出先】 各クラブ

【受付期間】 令和7年1月6日(月)～令和7年1月20日(月)

1. 放課後児童クラブ・実施場所等一覧

クラブ名	実施場所	問い合わせ先	クラブ名	実施場所	問い合わせ先
竹田こねこクラブ	竹田幼稚園内	63-1186	祖峰っ子クラブ	旧祖峰幼稚園	62-2956
南部こじかクラブ	南部幼稚園内	63-1104	久住校区学童保育	久住コミュニティセンター「青空」	090-5382-0972
荻ぶちとまとクラブ	荻げんきこども園隣	68-3056	豊岡こいぬクラブ	豊岡小学校ランチルーム	090-3668-6830
なおいり児童クラブ	なおいりこども園	75-2380	城原っ子クラブ	城原小学校	080-8587-4307
都野学童保育クラブ	池ノ口住宅集会所内	77-2155	白丹っ子放課後児童クラブ	白丹公民館	070-4095-3450

2. 対象児童 放課後帰宅しても保護者のいない児童が対象です

- ・定員を超過する場合はご利用をお待ちいただく場合があります。

3. 利用料等

- ・利用料やおやつの有無、運営内容(開所日数・時間等)については各クラブで異なります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。
- ・利用の可否(承認・不承認)については2月中に保護者の方へ通知します。
- ・クラブに登録される児童は、事故に備えて全員児童クラブ共済等の賠償責任保険に加入のため別途保険料が必要となります。

4. 児童クラブ利用料の減免について

- ・減免要件に該当するご家庭は利用料の減額・減免ができるようになりました(申請があった月から適用)
※4月からの適用は令和7年3月19日(水)までに書類提出をしてください。
提出先: 竹田市こども家庭センター(すまいる)

減免要件	利用料	減免額
生活保護法による被保護世帯	クラブの運営経費として徴収される費用(飲食費、行事経費等で受益者が負担すべきと解される費用を除く)	4,000円又は利用料のどちらか低額の額(就労収入から控除される額を除く)
児童扶養手当受給世帯		2,000円又は月額利用料の半額のどちらか低額の額
就学援助受給世帯		
市町村民税非課税世帯		

5. その他

- ・原則として、長期休暇(夏休み・冬休み・春休み)のみ及び一時的な利用はできません。
- ・保護者の方がお休み等で家庭にいるときはお子さんも一緒に家庭で過ごさせてください。
- ・放課後児童クラブで宿題等はできますが学習指導は行いません。

◇不明な点等は各クラブまたは竹田市こども家庭センター(すまいる)(TEL63-4823)までお問い合わせください。